

令和5年度大和郡山市外国語指導助手派遣事業仕様書

大和郡山市立各幼稚園、認定こども園、小学校、中学校を派遣先とし、外国人英語指導助手（以下「ALT」という。）を派遣する事業者を派遣元とする派遣業務の内容は次のとおりとする。

1. ALTの業務内容

ALTは、園長、校長及び教頭、教員の指示のもと、次の各号に掲げる業務を履行する。

- (1) 小・中学校における外国語活動・英語科授業の指導補助、幼稚園・認定こども園における外国語活動授業における指導補助（教員とのチームティーチング）。
- (2) 小・中学校における英語科教材やカリキュラム等の作成補助及びリスニングテスト等音声教材の作成と採点補助。
- (3) 幼稚園・認定こども園における外国語活動教材やカリキュラム等の作成補助。
- (4) 小学校教員・中学校英語科教員及び幼稚園、認定こども園の外国語活動担当教員との事前打ち合わせ。
- (5) 学校行事、教育委員会主催の英語及び国際理解教育に関する行事等への協力。
- (6) 勤務時間の範囲における課外活動、学校行事、その他本事業の円滑な遂行に必要なと思われる活動への協力。
- (7) 教育委員会が実施する会議及び研修会等への参加。
- (8) 教職員等を対象とする外国語教育や総合的な学習の時間等の研修への参加、指導補助。
- (9) 市立図書館主催の英語での読みきかせ会への参加。
- (10) パフォーマンステストにおける判定、助言、指導。

2. ALTの派遣期間

令和5年4月10日から令和8年3月31日まで

当契約は3年間の長期継続契約とし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額及び削除があった場合は契約解除することができるものとする。この場合において、受託者はそれによる費用の発生を一切委託者に請求することはできないものとする。

3. ALTの派遣日、派遣時間、休憩時間

- (1) 派遣は原則として、月曜日から金曜日までとする。
- (2) 勤務時間は、8:00～17:00までの原則7時間とする。（休憩時間を除く。）
- (3) 休憩時間は1日あたり45分とする。
- (4) 原則として、夏季休業日、冬季休業日、年度末休業日には勤務しない。ただし、教育委員会が依頼する研修会等は、派遣日とすることができる。
- (5) 最大派遣週数は45週間とする。

4. 配置場所

市内11園の幼稚園、認定こども園、11校の小学校、5校の中学校

5. 配置人数

4名

6. 外国語指導助手の条件

配置するALTは、次の条件を満たす者とする。

- (1) 英語が母語である者。
- (2) 4年生大学を卒業している者。
- (3) 働くのに適したビザを所有している者。
- (4) これまでに英語指導の経験を有する者、または英語指導を行うために必要な研修を十分に受けた者、または英語指導を行うために必要な研修を十分に受けた者で、業務履行に必要な優れた教授技術を身につけている者。
- (5) 業務遂行が可能な健康状態にある者。

7. 派遣に係る遵守事項

派遣元は、派遣業務の円滑な遂行を行うために、ALTの職務に係る一切の業務に誠意を持って遂行し、次の各号に定める事項を遵守する。

- (1) 派遣元は、本派遣業務契約の締結に際し、労働者派遣事業の許可を受けている事業主であることを書面により派遣先に提出する。
- (2) ALTが選任された時点で、派遣先に通知すること。
- (3) ALTが計画通り就業できない事態が生じた場合は、速やかに業務が継続できるよう取り計らうものとする。
- (4) ALTに対する研修等を実施するにあたり、指導技術の向上を図るとともに、園児・児童・生徒へのセクシュアルハラスメント等、人権擁護等に関する教育にも十分留意する。

8. 派遣料の支払い方法

- (1) 派遣元は、毎月10日までに請求書を派遣先に提出する。
- (2) 派遣先は、契約に基づき、請求があった日から30日以内に派遣元に支払う。
- (3) 派遣料は、派遣実施月の翌月に請求するものとして、その請求金額については、契約金額を当該月数で等分した額とする。
- (4) 受託者は請求に消費税及び地方消費税に相当する金額に円未満の端数があるときはその端数を切り捨てとする。

9. 提出書類

- (1) 派遣元は、派遣開始後速やかに着手届を作成し、派遣先に提出する。
- (2) 派遣元は、毎月5日までに学校から提出される月別実施報告書を取りまとめて、毎月10日までに実績報告書とともに派遣先に提出する。
- (3) 派遣元は、派遣終了後に速やかに完了報告書を提出する。

10. その他

- (1) 法律に基づく保険等の雇用者義務並びにALTの手当金は、派遣元の負担とする。
- (2) ALTの学校等へ赴く交通費等の経費は、契約金額に含むものとする。
- (3) ALTの業務中（業務のための移動中を含む）に発生した事故については、派遣元の保険を適用するものとする。
- (4) ALTの日本での労働に適したビザの申請、取得に関しては、派遣元が適切に業務を行う。